

銚田市市民活動団体登録要綱

平成 30 年 9 月 13 日

告示第 129 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、銚田市内で活動する市民活動団体への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として、市民活動団体の登録を行うものとし、登録に関し必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

(登録の要件)

第 2 条 市民活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主に市内で活動している市民活動団体であること。
- (2) 5人以上の構成員を有し、構成員の8割以上が銚田市在住・在勤・在学者であること。
- (3) 適切な会計処理が行われていること。
- (4) 定款、規約又は会則を有していること。
- (5) 団体の運営及び活動を市民活動団体の自発性によって行っていること。
- (6) 定期的な活動の実績又はその見込みがあること。
- (7) 特定の個人又は団体のためではなく、不特定かつ多数の者の利益に資するための活動を行っていること。
- (8) 次のいずれにも該当しない団体であること。

ア 営利を目的とする活動を行う団体

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする団体

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動を行う団体

エ 銚田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等の統制下にある団体

オ 真偽が定かでない事柄の偏向的又は排他的な主張が含まれる活動を行う団体

(登録申請)

第 3 条 登録をしようとする団体は、銚田市市民活動団体登録申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 定款、規約、会則又はこれに準ずるものの写し（以下「会則」という。）
- (2) 会員名簿等構成員が確認できるもの（以下「会員名簿」という。）
- (3) 直近の活動報告書（新規設立団体にあたっては、活動計画書）
- (4) 直近の収支決算書（新規設立団体にあたっては、予算書）
- (5) その他団体の活動内容が確認できるもの

(登録の決定)

第 4 条 市長は、登録申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、第 2 条に規定する登録の要件に適合すると認めるときは、団体として登録するものとする。

(登録不承認の通知)

第5条 市長は、前項の審査の結果、登録の要件に適合しなかった場合は、銚田市市民活動団体登録不承認通知書(様式第2号)により当該団体に通知するものとする。

(登録期間)

第6条 登録期間は、6月1日から5月31日までとする。ただし、6月1日より後に登録を受けた場合は、登録を受けた日以後、最初に到来する5月31日を登録期間の満了日とする。

(登録の更新)

第7条 登録団体は、登録の更新を受けようとする場合は、登録申請書に収支決算書、会則、会員名簿を添付して市長に提出しなければならない。ただし、会則、会員名簿に変更がない場合は、会則、会員名簿の提出を省略することができる。

(登録の変更の届出)

第8条 登録団体は、登録期間中に申請した事項に変更があった場合は、銚田市市民活動団体登録事項変更届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書の提出があった場合は、内容を確認後、登録の内容の変更を行う。

(登録の取消しの届出)

第9条 登録団体は、登録期間中に登録の取消しの申し出をする場合は、銚田市市民活動団体登録事項取消届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する届出書の提出があった場合は、内容を確認後、登録の取消しを行う。

(登録取消しの通知)

第10条 市長は、登録した団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録の申込みを行ったと判明したとき。
- (3) その他市長が登録に不相当であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、銚田市市民活動団体登録取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(市民活動団体への支援等)

第11条 市長は、登録した団体に対し市民活動を促進するため、次の各号に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって活動に支障をきたす場合はこの限りでない。

- (1) 登録された情報を市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市民又は公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供する。
- (3) 市等が開催するイベント情報等の案内や市民活動支援に対する事業について相談を受付ける。

附 則

この要綱は、平成30年9月13日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

銚田市市民活動団体登録申請書（新規・更新）

年 月 日

銚 田 市 長 宛

ふりがな	
団 体 名 (正式名称)	
ふりがな	
代 表 者 氏 名	役職名 ()
事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 非公開にする	(〒 -) 住 所 T E L F A X E メール ホームページ
設 立 の 時 期	年 月 日 ※NPO 法人の場合は認証年月日を記入
活 動 分 野	※該当するもの全てに○、主たる活動分野1つに◎をつけてください。 ()保健、医療又は福祉の増進 ()社会教育の推進 ()まちづくりの推進 ()観光の振興 ()農山漁村又は中山間地域の振興 ()学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ()環境の保全 ()災害救援 ()地域安全 ()人権の擁護又は平和の推進 ()国際協力 ()男女共同参画社会の形成の促進 ()子どもの健全育成 ()情報化社会の発展 ()科学技術の振興 ()経済活動の活性化 ()職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 ()消費者の保護 ()団体の運営等に関する連絡、助言等 ()その他 ()
活 動 区 分	※該当するものにチェックをつけてください。 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> 連合体・実行委員会等 <input type="checkbox"/> その他の法人 <input type="checkbox"/> 町会・自治会 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> その他 ()

団体の目的 (規約等記載の目的) (100字以内)	
活動内容 (100字以内)	
会員数	人
会員募集	随時募集 定期的に募集() 募集していない
入会の条件	
会費等	有() ・ 無
入会金	有() ・ 無
活動場所	
活動日・時間帯	実施日： 時間帯： 年間活動日数： 約 日
団体PR (ひとことPR)	
連絡先	※事務所所在地を非公開にしている場合及び別途連絡担当者がある場合や連絡方法等がある場合にお書きください。(連絡担当者に公開の承認を得てください。) 氏名(ふりがな) (〒) 住所 TEL FAX Eメール 連絡方法

- ※ 例示のあるものは、該当する欄に○をつけ、() には内容を記入してください。
- ※ 虚偽の記載や公序良俗に反するなど不相当と思われるものは、通知せずに抹消することがあります。
- ※ この登録により頂いた情報は、広く市民の方に知って頂くため公開を原則としています（銚田市市民活動団体登録要綱に基づき、登録された情報は市ホームページ等に掲載し、又は市民や公的機関からの問い合わせについて、登録事項を提供することがあります）。ただし、活動に支障をきたす場合などやむを得ず公開したくない情報がある場合は、ご相談ください。
- ※ ①定款、規約、会則など ②会員名簿 ③直近の活動報告書 ④直近の収支決算書を必ず添付してください。
- ※ この登録は、市の公証を与えるものではありません。

当団体は、銚田市市民活動団体登録要綱第2条各号の要件のいずれにも該当することに相違ありませんので、添付書類を添えて、登録を申し込みます。

年 月 日

代表者 _____ ⑩

<実績報告欄>（更新時のみ記入）※別紙も可

前年度に行った市民活動（不特定かつ多数の者に対し行った活動）を記載してください。会員同士が集まる会議等は含みません。

時期	活動内容

<市記入欄>

登録番号	登録年月日	決 裁 欄			
		課 長	課長補佐	係 長	担 当
<input type="checkbox"/> 登録承認 <input type="checkbox"/> 登録不承認（理由： _____ ）					

様式第2号（第5条関係）

銚田市市民活動団体登録不承認通知書

年 月 日

申請団体宛

銚田市長

年 月 日付けで申請のあった市民活動団体登録について、登録の不承認を下記の理由により決定したので銚田市市民活動団体登録要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

理由

銚田市市民活動団体登録事項変更届出書

年 月 日

銚 田 市 長 宛

申請者 団 体 名

代表者氏名

㊞

代表者住所

連 絡 先

※登録番号

登録事項を下記のとおり変更しましたので、銚田市市民活動団体登録要綱第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更内容

項 目	変更年月日	変 更 前	変 更 後

2 変更理由

様式第 4 号（第 9 条第 1 項関係）

銚田市市民活動団体登録事項取消届出書

年 月 日

銚 田 市 長 宛

申請者 団 体 名

代表者氏名

㊞

代表者住所

連 絡 先

※登録番号

登録事項を下記の理由により取消したいので、銚田市市民活動団体登録要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

取消理由

様式第5号（第10条第2項関係）

銚田市市民活動団体登録取消通知書

年 月 日

登録団体宛

銚田市長

貴団体に係る団体登録（登録番号 ）について、下記の理由により登録を取消したので銚田市市民活動団体登録要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

記

取消理由